

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について
(群馬地区)

群馬地区におけるタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和7年1月22日付けで一般社団法人群馬県タクシー協会及び群馬運輸支局が公表を行ったところですが、今般、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に調査した結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1. 調査の概要

運賃改定後(令和5年11月～令和6年4月の実績)のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者(下記に該当する事業者)を対象にヒアリング等調査を実施した。

- ・一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金支給率が低下した事業者

2. 調査対象事業者数

	改定事業者数	調査対象事業者数
群馬地区(旧群馬県A地区)	46社	2社
群馬地区(旧群馬県B地区)	10社	1社

3. 調査結果

- ・1. に該当した3社に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。
(指導対象から除外した主な事由)

新型コロナウイルス禍の収束に伴い総労働時間数が増加したものの、それに見合う需要回復が見られなかったため、結果的に賃金支給率が低下したもの

【用語について】

1. 賃金支給率

一般運転者に係る

令和5年11月～令和6年4月の賃金支給総額

同時期の総労働時間数

÷

一般運転者に係る

令和4年11月～令和5年4月の賃金支給総額

同時期の総労働時間数

×100

2. 一般運転者

定時制運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者

<問い合わせ先>

群馬運輸支局輸送担当

担当者 西田、青山

連絡先 027-263-4440(内線1)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイク等専門紙)